

## 後藤家文書の阿波国風土記資料・翻刻と紹介

## はじめに

筆者は別稿（立岡 二〇〇八）において、鳴門教育大学附属図書館所蔵の後藤家文書のなかの明治初年の徳島藩による風土記編纂に関わる文書（文書番号〇一〇〇一）の一部を紹介した。本稿はその続編として、紙幅の都合によりそこで紹介しえなかつた文書を紹介する。

後藤家文書〇一〇〇一の全体については別稿ですでに紹介済みであるが、行論に必要な限りで以下に再述する。〇一〇〇一は二三通の文書からなる（表一）。署名のあるのは文書一（松浦宗作宛後藤麻之丈（尚豊）書簡草稿）のみであるが、筆跡から他のものも後藤尚豊が書いたものと考えられる。それらは大きくは二つに分けられる。すなわち、(A)『風土記』の編纂業務に関するもの（具体的には文書一・七・二三。別稿ではこれらを紹介した）と、(B)『風土記』の内容（草稿・資料）に関するもの（後者はさらに、(一) ある程度の長さのある草稿・資料と、(二) 脈絡の判じがたい断簡とに分けることができる。本稿ではB-1に分類される文書を取り上げる。具体的には文書二〇六・八〇一・二〇一五・一七の一一通である（ただし文書八〇一〇の三通は同じ問題を扱い、内容的にも大きな差はないので、本稿では文書八〇一〇のみを紹介する）。

（キーワード：阿波国風土記 徳島藩 明治初年 後藤家文書 後藤尚豊）

表1 後藤家文書01-001に含まれる文書

文書番号	画像番号	表題・概要	備考
1	(1) (2)	「申上覚」	
2	(3) (4)	「阿波国郡名の事」	
3	(5) (6)	名東郡の村数の変遷・異同	文書4から続くか
4	(7)	名東郡の村数の変遷・異同	文書3に続くか
5	(8)	新村のでき方	
6	(9) (10)	名東郡・名西郡各村の寺社・旧跡	
7	(11) (12)	調査項目・調査対象（範囲）	文書1の別紙か
8	(13) (14)	加茂川の流れ方	} 文書9は文書10の一部 } 分、文書10は文書8の } 一部分、に該当する
9	(15) (16)	加茂川の流れ方	
10	(17) (18)	加茂川の流れ方	
11	(19)	神社移転のための祝詞	風土記とは無関係か
12	(20)	名東郡の村数の変遷・異同	文書4・3とほぼ同じ
13	(21)	断簡。明治3年戸籍による人数	
14	(22)	断簡。10人の人名	
15	(23)	過去の戸籍調査について	
16	(24)	断簡。神社の記事	
17	(25) (26)	各村の旧跡・石高・水路など	文書22と一連か
18	(27)	断簡。某寺の焼失について？	
19	(28)	断簡。	
20	(29)	断簡。	
21	(30)	断簡。小字の一覧か	
22	(31)	断簡。□福寺などの記事	文書17と一連か
23	(32) (33)	「総則」	

註1 「文書番号」は01-001内における仮番号である

2 表題は「」で示した。

立岡裕士

(一) 阿波国の郡の変遷に関する考証

○文書二

阿波国郡名の事

当国の郡名ハ延喜式神明帳大小の神社を記し給ひて郡名七郡ありそハ

板野 阿波 美馬 麻植  
名方 勝浦 那賀

神社

かく記させ給へれと古著郡名を志るさせしによりていてたる郡名なれハ主好抔著おの

つから神社なくてなるべし 三好郡ハ者やく志るし給いたるか郡も

録に貞観二年三月二日美馬郡を分ちて三好郡を置とあ連ハ延喜の比よりハ四十年あまりもふるかりまた名方郡ハ昌泰七年の太政官

東西

符に寛平八年九月七名方郡を分ちて名方南

給ひしよ□なれハこれも延喜より八十年

古著昌泰七年の太政官符に見えたり 当郡□

たらすふるかりされと今の東西名東に式

名方郡の神社

内の神社あれハ古著わかたれさるまへかたのま、志るし給ひしなるへし

美馬郡はいかなるや可考事共

和名類聚抄に八九郡の名をものしす

○△ たり

神名帳の七郡に三好と名方の東西とは二郡

し此書に

を合したり 那賀郡の郷名に海部あり

後に

か分れて一郡となりしと見へたりされ小

阿波志抄に海部もと古著那賀の内なりとあり

この分れし小いづの古著とも未考あたは須

月 ものにしるしたるハ

し年の比を

三

阿波志共五に天正十七年阿波十郡検地の帳

年月

差出候と見へたり古の十三郡となりしも未

阿陽忠功伝に

見あたは須ざるを寛文四年五月に小笠原

より朱に書入しとて

山城守朱にて書入しとて十三郡ハ古書に

なしよりて

なま事よりて十郡と改め可申旨にて今能

朱にて書入有 それより

ことくなりしと也

○阿波国 国府在名東郡本是名方郡也  
今分て成東西二郡云々

板野 阿波 美馬 三好

麻植 名東 名西 勝浦

那賀

かく

合して △

□ 郷名を志るたる処にハ

同書第百廿一に小名方西ノ郡名方東

郡とあり外かハかわることなし

も そのの郡

後 ⊗

小笠原山城守被申渡覚

麻植郡 阿波郡 美馬郡 三好郡

勝浦郡 海部郡 名東郡 名西郡

板野郡 那賀郡

右十郡ハ古書ニ御座候

坂東郡板西郡ハ古書に無御座候間此

二郡を一郡と成板野郡と御帳ニ御書

可申成候

那東郡那西郡も古書に見へ不申也此二郡を

も一郡に成那賀郡と御帳ニ御書可申成候

以西郡も古書に見へ不申也是ハ何連へ成共

近き郡へ御加可成候

以上

前

寛文四年閏五月頭々云々□□

此時より今能古とく十郡になりしと見え

また

たりざるに村付明細記又十本村付古城旧跡

にハ

記抹に主好郡と去小美馬郡と書し也今の美

半分分けて

馬郡と麻植郡と□□——二郡 わきに

十三郡を十郡となしそをものしたる文文化

たり

美馬郡を三好郡と改麻植郡と成外を美

馬郡と阿ら多免ると書しハより古ろ

有か□□□□聞未考今一本村付旧跡記とくらぶ

文の

にも書さ満ハたかへれと事ハ同し□□

く

るもあり

ものしたり

阿波国の郡が分置される状況を史料によって確認している。すなわち古代につ

いてはまず『延喜式』神明帳・『和名抄』を基準とし『延喜式』以前については

『三代実録』の記事および「昌泰七年太政官符」でこれを補い、中世以降につい

ては『阿波志抄』『阿波志』<sup>1)</sup>『阿陽忠功伝』<sup>2)</sup>を用いる。「昌泰七年太政官符」は

出典が示されていないが、直接または間接的に『類聚三代格』を利用したのであ

ろう(ただし同書巻七「応省名東郡主帳一員置名西郡事」の太政官符の日付は、

国史大系本(三一五ページ)に拠れば、昌泰元年七月十七日である。そもそも昌

泰は四年で改元されている)。「阿陽忠功伝」(徳島県立図書館所蔵本)では巻九

に「將軍家御代替御判物御頂戴之事」があり、そのうち家宣から蜂須賀綱矩に与

えられた正徳二年の判物に郡名と各郡の村数・高数とが記載されている。また同

書巻十二に「阿波国十郡二被改事」があり、文書二のうち「小笠原山城守被申渡

覚」から「以上」まではそこからの引用である(『風土記』編纂が藩の事業であ

る以上、判物などは現物(あるいは藩が保管する写)を閲覧できるのではないか

と思われるが、軽輩である後藤にはそれが許されなかったであろうか)。

郡の変遷のことはすでに『阿波志』巻一(佐野 一九七六)や、さらに詳しく

野口年長の『粟の落ち穂』『郡の数の事』(野口 一九七六)などで述べられてい

る。それらを原典に当たって再確認したということかもしれないが、それにし

ては野口が記している那東・那西分置が挙げられておらず、不審である。

### (二) 名東郡の村数の変遷・異同に関する考証

#### ○文書一二

名東郡

当郡の村名□□天保年中にいてきし慶長九年の

高辻帳といふにハ四拾八ヶ村也此内福嶋浦ハ

沖洲へ佐我村者下佐那川内へ加へたれハ古村四拾六

ヶ村也古れに新村とある沖須浦大岡浦南斎田浦

吉成本に

とある

津田浦の四ヶ村外貞享以来の新村新浜浦住吉嶋

の二ヶ村を合して五拾貳ヶ村となれりまた渭水今能ハ

見録にハ四拾ヶ村又四拾八ヶ村今分而五十一とあり

今

四拾ヶ村とあるハ志ら連須四拾八ヶ村とあるハ

忠功伝並同と同しく

高辻帳並吉成本の古村とあるにあへり

されと

村の中に高辻帳吉成本杯にある

す

五拾一とあるは福嶋も佐我村も志るされされハ

此聞見録の四十八ヶ村ハ

別にたてたる村のありてか今さたかに分りかたし

忠功伝の村も高辻帳並吉成本の外なるハ分かつたまた

聞見録の

五拾壹ヶとあるに住吉嶋ハ見へ須さるゆへに

の村数と

今とあわさる也此書のなりし元文比まで住吉

嶋ハ壹ヶ村にたてさると見へたり

○ 名東郡の

阿陽忠功伝に正徳二年御判物目録に四拾八ヶ村

とあり此数の事別にいふへし

郡邑記と上書せるものにハ五拾ヶ村外に枝郷

枝郷

式ヶ村佐我中辺とあり此工ヶ村も今ハ下佐那川内

り

村付壺村に加へたれ小右五拾ヶ村之内佐那川内を

一村にたて住吉嶋をのそきたるゆへ今の数

といふ

あり古

とたかへり郡庄記にハ五拾三ヶ村とあるハ平

野村といふと沖の浜とを志るしたゆ富田をも

東西に分ちて以れたりされと矢野延命

の村数

住吉嶋ハ志るしもれたりさるゆへに今と

此書の今の処にり古もかわれり外に四拾八ヶ村ともあれとすてに

も

いへる古とくなり十郡村付といふに

五拾三ヶ村とあり此是にハ沖の須を南北に

分ち名西郡の第十高阜市楽の三村を加へ

たるゆへに五拾五ヶ村ありされハ沖の須を壺村に

也

して名西の三ヶ村をのそきて五拾壹ヶ村と

是にハ

たさるゆへに

なり今能に岩延を十村と南北に分て

村

といふ

数数にあふ也また村付明細記には

あハさる也

今にハ

連とも

あるを見れハ是も五拾三ヶ村とあり

五拾ヶ四村あり 並沖浜 沖の浜をも志るしたり

古ハ西桜間を加へ沖須をも南北に分ち

入て住吉嶋をのせ須さるゆへに今の

村数にあわさる也

○文書四

郡々の村数と名と能まちしにて一定せさる

ものうき古とに思ひて 村名をしるしたる書をかり

をおのれたらしみ者やおもやくの村付をあつめ

しかとも以とふるきは得ずされとまつ有し

書にてももの春る中に名東郡ハおのか春める

郡にしあなれハまついふへし当郡の村名と

と

数ハ享保六年にいてきし村付帳とてあるを天保

年中に志へし高辻帳とて慶長九年の高を

村毎に志るしてある二書楚た、しかり成数と

ハ

同しく四拾八ヶ村也村付帳に古村とありて其

新村は沖須浦大岡浦南斎田村津田浦の四ヶ村也

貞

外享以来の新村とて新浜浦住吉嶋の二ヶ村

をのせたりこの新村を合して五拾六ヶ村なれと

右二書の四拾八ヶ村之内福嶋浦は沖須へ佐我村ハ

下佐那川内へくわへりたれハ今者五拾貳ヶ村也たり

古の加ハリたる年比ハ者やく村付帳に福嶋浦の

云々

左書に此村二而候沖洲方引分□□佐我村の

左書に只今ハ下佐那川内壹村と成云々と有

ゆへ此享保六年より以前なる事ハあきらけし

まほしく取調内 ○

尚其村にゆきてたつねんとすまた阿陽

忠功伝に正徳二年御判物の目録に名東郡

四拾八ヶ村とあり渭水聞見録には四拾ヶ村又四拾

八ヶ村今分而五十一とありて五拾壹ヶ村の名を

志るしたる内に住吉嶋ハ見へす此嶋ハ

徳嶋寺嶋出来嶋前川常三嶋杯に類して

### ○文書三

村の員数にか楚へさるにもあるへしされと村付帳

に貞享以来の新村とて記あれハ寛文貳年に成し

聞見録にハもらすへきにあら須四拾ヶ村とあるハ

いつの比の村高なるや今さたかにわかりかたし

四拾八ヶ村とあるは村付帳の古村と高辻帳の

村数をはじめ正徳二年の御判物杯に記せし

村名と同じ村々と見えたりまた郡邑記と

上書せるものにハ五拾ヶ村外二枝郷貳ヶ村佐我

中辺とあり此枝郷ハ今下佐那川内へ古もりたり

此書奥書に天和元年云々村付□諸御用相対

村ハ壹ヶ村に為志二付拾五ヶ村御前帳違有申し右

一冊と天和御改郡里帳相考品々冥加□遂

清記者也とあり此天和より村字帳なりし

享保六年迄三拾年余りの間に壹村とハなりしと

見えたり中辺ハ慶長九年より元和までの間に枝郷

となりしにや高辻帳にな記村也佐我村も

枝郷となりし年月ハ志ら連須高其村の人に

聞てもの須へしさて右五拾ヶ村之内佐那川内

を一村与して住吉嶋をのそきたるゆへ高辻帳

今能村数に

あわ須慶長九年に上下佐那川内あ連ハ古も計一村に

したるハわろし郡庄記と云にハ五拾三ヶ村と

ありて富田を東西に沖州を南北にしたり富田

沖須を南北に

を東西に分ちたるもわろし 分たるも高辻

沖

帳になけれハあやまり成へしされと須者

今能御清帳に南北あり福嶋もありて今合帳

にしたりされハ中比分れし時のありしにや

是も其土地の人にたつねて志る須へし

□し

沖の浜もあ連と今北浜浦に古もれり此沖の浜もいつの比の名にや

また此書に中村の次に平野村岩延村と記せり

古者矢野延原のあやまりか平野村矢野村の

も登□平野村と云し時のありしにやまた

貳石延とあるハ北岩延の北の字の義たるかと思へ連と

下にあケたる阿陽細見録といふにもかくありて

北岩延ハ外にありまた中村を一宮との間に記し

あれハ全延原のあやまりなるへしまた

今の処に前に四拾八ヶ村とも有ルと書るハ高辻帳

に志るせし村々なるへし十郡村付といふにも

高辻帳にハ  
無村也

五拾三ヶ村とあ連と 沖須を南北にわかち  
 名西郡の第十高島市楽の三村を加へたるゆへ  
 五拾五ヶ村ありされハ沖の須を壱村にして

此書

名西の三ヶ村をのそきて五拾壱ヶ村也是にハ岩延  
 を南北にわか多さるゆへに今の村数にあハさる也

古の本者天保十五年に写と有岩延も登一時とハ見されと早く□□の□も  
 分れまた村付旧跡記といふもあり是も合に者

たり 五拾三ヶ村とあ連と村名者五拾四志るしたり

者 古者西桜間を加へ沖の浜をも志るし沖須

こ、をも南北に分ちものして住吉嶋ハのせ須

たささるゆへに今の村数にあわさる也阿陽細見録

るハ 古者さきに□古とく と同じく

まりといふにも五拾三ヶ村とあり兩書にも郡庄記の古とく

にて 中村の次に平野村式石延村あり此本にハ外に南北岩

かくて

延ありされと延原ハ名西郡にのせたり古者みだれ

入たる成へしまた上助任をのせて下助任ハのせ須助任とハ

て

あ連と徳嶋などを志るせる処にあり村の数にか楚へ

また

須と見へたり住吉嶋もしかなり浜原村をのせたれ

ハ

と今上助任に古もれり沖須を南北に分類沖の浜浦

をも加へたり

数にいれたり古のナヶ浦の事小前にいへる古とし

りし

○ 浜原を壱村立てし時の有しにや古の聞見

録ハ明治二年編書也とある本なり此書にも

こ能沖須浦を南北に分ち沖の浜浦をも数に

いれたり

○

古の数ハ名東郡の宗門明細目録に村数

四拾ヶ八村外二六ヶ村新村枝郷と出来連る

にもよく合へれハかたくいとハに正しく見ゆる  
 なり

文書四は明らかに途中で切れており、内容的・文辞的に文書三に続くように見える(文書四が三に続くのであれば、四の『阿陽忠功伝』に付けられた「○」は三末尾の注記と符合するのではなからうか)。文書四・三全体が、文書一二とは対応する。「名東郡」という見出しのもとで書いている文書一二の方が形式は整っているようであるが、修正は文書四・三の方が少ない。しかし文書四・三は多くの資料を挙げているためではあるが記述は錯綜している。このため、一二と四・三との前後関係はにわかには判定しがたい。

いずれにしても、文書四にあるように、彼自身が集めた村付帳や私撰書を資料として利用している。前項と同様に、村付帳などの藩庫の資料は判物以上に簡単に閲覧できるように思われるが、ここでも史料は私的なものに限られているようである。挙げられている史料は、慶長九年高辻帳・享保六年村付帳・『吉成本』『阿陽忠功伝』『渭水聞見録』『宗門明細目録』『郡邑記』『郡庄記』『十郡村付』『村付明細記』『阿陽細見録』『村付旧跡記』で、『郡邑記』以下は各種の『阿陽記』<sup>3</sup>である(ただし徳島県立図書館に所蔵されているうちの七種の『阿陽記』類<sup>4</sup>を点検したが後藤が言及するのと全く同様の記述をしているものは見られなかった)。

多くの史料を引いて叙述が錯綜しているうえ、後藤にも誤りがあるように思われる(たとえば文書四で慶長九年高辻帳・享保六年村付帳所載の村数を四八とし、これに新村六を加えて合計を五六としている点。また、飯田(一九六〇)所引の「慶長九年御納領高書抜帳」には沖洲浦はないので、それによる限り、福島浦を沖洲浦に含めることはできない)。後藤の利用した原史料をまだ確認するにいたっていないので、ここでは参考までに「慶長九年御納領高書抜帳」・「渭水聞見録」『異本阿波志』『阿波志』『文化九年阿波国郡村仮名附帳』・「天保五年二月郷村高帳仕出元控」・『阿州郡庄細見録』に記載された村名の異同を表二として示す。史料によって福島浦・佐我村・住吉島・沖洲・沖浜などに入出のあることがわかる。後藤の労が偲ばれるものの、二次的な編纂資料に依存した考証の限界を示すものでもあろう<sup>5</sup>。

表2 名東郡の村の変遷・異同

	慶長九年御納領高書抜帳	渭水聞見録	異本阿波志	阿波志	阿波国郡村仮名附帳	天保五年二月郷村高帳仕出元控	阿州郡庄細見録
古 村	上助任村	上助任村	上助任村	上助任村	上助任村	上助任村	上助任村
	下助任村	下助任村	下助任村	下助任村	下助任村	下助任村	下助任村
	下八万村	下八万村	下八万村	下八万村	下八万村	下八万村	下八幡村
	佐古村	佐古村	佐古村	佐古村	佐古村	佐古村	佐古村
	田宮村	田宮村	田宮村	田宮村	田宮村	田宮村	田宮村
	矢三村	矢三村	矢三村	矢三村	矢三村	矢三村	矢三村
	蔵本村	蔵本村	蔵本村	蔵本村	蔵本村	蔵本村	蔵本村
	島田村	島田村	島田村	島田村	嶋田村	島田村	嶋田村
	庄村	庄村	庄村	莊村	庄村	庄村	庄村
	東名東村	東名東村	東名東村	東名東村	東名東村	東名東村	東名東村
	西名東村	西名東村	西名東村	西名東村	西名東村	西名東村	西名東村
	早測村	早測村	早測村	早測村	早測村	早測村	早測村
	和田村	和田村	和田村	和田村	和田村	和田村	和田村
	南岩延村	南岩延村	南岩延村	南岩延村	南岩延村	南岩延村	南岩延村
	北岩延村	北岩延村	北岩延村	北岩延村	北岩延村	北岩延村	北岩延村
	井戸村	井戸村	井戸村	井戸村	井戸村	井戸村	井戸村
	東高輪村	東高輪村	東高輪村	東高輪村	東高輪村	東高輪村	東高輪村
	花園村	花園村	花園村	花園村	花園村	花園村	花園村
	高崎村	高崎村	高崎村	高崎村	高崎村	高崎村	高崎村
	今切村	今切村	今切村	今切村	今切村	今切村	今切村
	東黒田村	東黒田村	東黒田村	東黒田村	東黒田村	東黒田村	東黒田村
	北新居村	北新居村	北新居村	北新居村	北新居村	北新居村	北新居村
	南新居村	南新居村	南新居村	南新居村	南新居村	南新居村	南新居村
	芝原村	芝原村	芝原村	芝原村	芝原村	芝原村	芝原村
	川原田村	川原田村	川原田村	川原田村	川原田村	川原田村	川原田村
	西高輪村	西高輪村	西高輪村	西高輪村	西高輪村	西高輪村	西高輪村
	桜間村	桜間村	桜間村	東桜間村	桜間村	桜間村	桜間村
	日開村	日開村	日開村	日開村	日開村	日開村	日開村
	池尻村	池尻村	池尻村	池尻村	池尻村	池尻村	池尻村
	敷地村	敷地村	敷地村	敷地村	敷地村	敷地村	敷地村
	観音寺村	観音寺村	観音寺村	観音寺村	観音寺村	観音寺村	観音寺村
	府中村	府中村	府中村	府中村	府中村	府中村	府中村
	中村	中村	中村	中村	中村	中村	中村
	矢野村	矢野村	矢野村	矢野村	矢野村	矢野村	
	延命村	延命村	延命村	延命村	延命村	延命村	
	一宮村	一宮村	一宮村	一宮村	一宮村	一宮村	市宮村
	下町	下町村	下町村	下町村	下町村	下町村	下町
	上八万村	上八幡村	上八万村	上八万村	上八万村	上八万村	上八幡村
	上佐那河内村	上佐那河内村	上佐那河内村	中辺	上佐那河内村	上佐那河内村	上佐那河内村
	下佐那河内村	下佐那河内村	下佐那河内村		下佐那河内村	下佐那河内村	下佐那河内村
佐我村					佐我村	根郷* 下嵯峨 上嵯峨	
祖母ヶ島村	祖母島村	祖母ヶ島村	祖母ヶ島村	祖母ヶ島村	祖母ヶ島村	祖母ヶ島村	
佐野須賀村	佐野須賀村	佐野須賀村	佐野塚村	佐野須賀村	佐野塚村	佐野須賀村	
西黒田村	西黒田村	西黒田村	西黒田村	西黒田村	西黒田村	西黒田村	
富田浦	富田浦	富田浦	富田浦	富田浦	富田浦	富田浦	
北浜浦		北浜浦	北浜浦	北浜浦	北浜浦	北浜浦	
南浜浦	南浜浦	南浜浦	南浜浦	南浜浦	南浜浦	南浜浦	
福島浦					福島浦		
新 村		大岡浦	大岡浦	大岡浦	大岡浦	大岡浦	大岡浦
		南財田浦	南斎田浦	南財田浦	南斎田浦	南斎田浦	才田浦
		津田浦	津田浦	津田浦	津田浦	津田浦	津田浦
		新浜浦	新浜浦	新浜浦	新浜浦	新浜浦	新浜浦
		沖洲浦	沖須浦	沖洲浦	沖須浦	沖須浦	北沖州 南沖須浦
村 数 合 計					住吉島	住吉島村	沖浜浦 平野村 浜原村
	48	50	51	50	52	54	56

注1 「慶長9年御納領高書抜帳」は飯田（1960, 440～441）, 「天保五年二月郷村高帳仕出元控」は飯田（1960, 441～453）によった。

2 『阿波志』は佐野（1976）によった。

3 それ以外の図書は徳島県立図書館蔵本による（『渭水聞見録』は同館所蔵本中2冊本を用いた）。

\* 枝郷という注記の誤記ではなかろうか

(三) 新しい村の出来方に関する考察

○文書五

新村といへるにふるくより土地

ありて人もすましてかたへ乃むらにも

人無数してあるか人來たりすみて

後に村名を付ら連しと大きな

村のも登より人家もありしかわかれて  
いわゆる枝村といふなるものをいへる

川ある小

とまた入江なんとありて漸々に

あし原なんとある処に

入江りて

土と砂置土なんとまじりしか高くなり

漸と古すな連るを人來りて物作りなんと

はりなりしか

して新田といへりしか年積り人家も

多くなりゆくまにく村名おひし

付すたる

とあり

(四) 過去の戸籍調査に関する考証

○文書一五

尚書末智天皇庚午年より姓氏録なれ里し

姓氏録上表者弘仁六年なれ八天智天皇

庚午年より八百四拾五年後の古となり

また弘仁六年より延喜二年まで八四拾七年

になれりともはされ八庚午年より八延喜二年

まで八貳百參拾二年にやならんかくて考布  
籍□□乃なれる小 古より

御定のやみたり小いつのよにやあるらん

延喜二年□□ならて八みる古となきまてになれるハ

と云ひしにふと子年の人調ありしハ

年に

そのなごりにやと思ひしにあら須さるハ

古乃子年の人調の古と八渭水聞見録に

享保十一年檢覈阿淡郷邑農夫市井

工商神社巫覈仏寺僧尼之數作簿

此後以毎子午年覈而獻之為恒例 と

見ゆれハなり是より前五拾二年前延宝

二年阿淡郷村民數之簿云々とも見えたり

延宝五年小□□年なり

今能

さるをまた大津宮の庚午年より千二百

明治三年

年後の庚午の年に至り戸籍を

修めものさせ給ひぬるハありかたし

けに古への大御てふりに

ともありかたき御代に立かへ連る

なりけりあなかし古きかしく

『渭水聞見録』からの引用は徳島県立図書館蔵本の享保二年・延宝二年の項に見られる。

(五) 加茂川の流路に関する考証

○文書八

池尻の村に加茂川といふ阿るハ古え能

かと思ひし  
加茂乃郷の名能残りしならんも思□

へか流れいる 古のあたりも志れる

いつち本もらんと 人にかたりけれ者

古乃川能水上者二所阿りて壱筋者名西郡

飯尾谷川能ち以さ記わかれにて名西郡

高川原市楽を経て名東郡敷地能村中を

流池尻村に入連り壱筋者是も名西郡

石井の川今わたらちの下流なりかくて池尻村ゆ  
加茂川といふ者きり

のみにて加茂川とそいへり川下者日開川原田  
池尻村にていへる名乃よし其乃

西高輪を経て東高輪の境東黒田村にて飯尾

谷川へ流れ入連りと聞ゆ

いへり

またある人能いへるハ水上飯尾川

石井川ともに以西用水能余水者流れ

い連るからにみそくをも豊めり者

ほり

か能ふた川と加茂川者同しつ□

万能古と見ゆれとま古とハ飯尾

また

川石井川の水ハ加茂の川へハ流れいらぬ

○人

ま古とに思ふに

よしもいえり古乃あたりハ以西用水

○

て 六ヶ村の相合にす  
とゆ あまゆ の俣也

引水能くとも

なゆし

なるに

に本□てに

あるハ の池水

志たらひ川能又の志り池の流れとかすく

□そ堀□へて

の堀し□引水能くもてなすか能八ツ橋

なりて

の古蹟思ひ出らる也とかたり以てたり□ゆし

さわなか□須

継水筋のあれ小以つ連

□□やかに

かみなも登なりと□さためかたき也

され登以西の用水またハ又の志りの池者

なりたり と之儀

ちかきあたり能□と□□者こゝら能

地方

かたをものしてあたらしくなりたりと

いえるをのそきて見んにはまたやら

ハ 古そ

かわりて古え能みなも登かくと

あら□須見んもまた者かり志られす

志りかたかりける

とそ思ひぬ

加茂川に関する三通の文書の内容は共通している。主文（「東黒田村にて飯尾谷川へ流れ入連りといへり」まで）は三通ともほぼ同文である。文書九は追加部分（「またある人能いへるハ」以下）を全く欠き、文書一〇はその部分の前半（「石井川の水ハ加茂の川へハ流れいらぬよしもいえり」以前）までを記している。

(六) 各村の寺社・古蹟・字名などに関する調査

○文書六

富田浦

勢見山金毘羅大権現社有元暦の比

一源平合戦之節源義経此山ニ登り  
勢を見る故に号ト之云伝

津田浦

天正十三年以後森甚五兵衛村重  
此処ニ居今ニ屋敷の跡有也後

椿泊ニ移ル

田宮村

天神社有菅相丞筑紫配流の折節

御旅泊ノ由

今切村

篠原玄蕃居城跡有り

庄村

二俣八幡宮社有疱瘡守護

ノ神ナリ

井戸村

札所拾七番号妙照寺ト本尊七仏

薬師如来弘法大師御作

観音寺村

札処拾六番号観音寺ト本尊千手

観音大師御作

一宮村

札処拾三番十一面観音秘仏作不知

一宮大明神本社ナリ城山一宮長門守

居城ノ跡ナリ

延命村

札処拾四番号常楽寺本尊

弥勒菩薩秘仏作者不知

矢野村

札処拾五番号国分寺ト本尊

薬師如来作者不知

下八万村

夷山城跡有り則夷の社あり天正の  
比長曾我部之程当分在城

全五拾ヶ村本ニ云外枝村二ヶ村佐我中辺

但佐那川内<sup>を</sup>上下に分ち住吉島を

加へて五拾式村と成

都合式万四千九百六拾石五斗式升式合

古田畠

七千六百四拾式石式斗五升四合

古田畠

出<sup>□</sup>新田共

名西郡

中浜村

那須与一資高墓有り子細可尋

一説に与一館ト云紀州熊野新宮

本宮を勧請して新宮大明神と号志

宮大社ナリ

名東名西両郡之境有り

桜間池と云名処あり

矢野村

名東名西両郡之境あり名処<sup>者</sup>

喜能辺山と云神社者杉尾大明神

八倉姫の神左<sup>□</sup>有り

矢野駿河守居城の跡有り

左右内村

札所十式番号焼山寺と

本尊虚空蔵菩薩大師御作

村数 参拾七ヶ村

都合六万七千式百拾壹石九斗式升六合

古田高

外六千貳百九拾四石四斗五升五合

古田畠数調

新田とも

○文書一七

池尻村

花園御所の池の志りなりし

ゆへにやと也

三味

今池今者なし

□福寺

郡家の正中

久保筋と也

壱里塚

差得橋の東を

川不ち

古者飯尾川古流の際也と也

鮎喰川者此辺迄也

請処抔者

高瀬の橋

こゝの山下の上助任馬の森迄

一請也とそ

今の堤ハ

両岩延境迄にて

者中 相宮の事

差浦橋 先年□□川と云り

元式間堀と也 以西用水流込しと也

壱家株拾三也

家数拾九軒

人数四拾九人

明暦三年霜月廿四日

右著稲田三郎兵衛・也

万治元年十二月三日

地神

若宮社地

明治四年□□秋

高貳百四拾九石六斗九升八合五勺四才五抔

米百拾壱石七斗六升六勺壱才

内七斗七升四勺

残而百拾石九斗九升貳勺壱才

明治四年度 □□□□

麦九拾壱石六斗貳升六合貳勺四才

内六斗九升八合壱勺五才 損田

残而九拾石九斗貳升八合壱勺九才

橋子増之助 笹部忠次郎

前野源之□ 松田 久

稲田寅之助 本庄源五郎

原 九衛門 三沢半次郎

佐山寒十郎 黒部有太郎

持明院

明治三巳年

字

姥池

文政七年 以西組

和田落水也

五ヶ村用水

畠 三□□

藍 居屋敷

水田 壱町 □□

文書六は推敲の跡がほとんどなく、定稿に近いもののように見える。しかし村別の記事は、若干の旧跡と寺社を、しかも一村当たり一〜二記しているにすぎない。文書七（立岡（二〇〇八）参照）に挙げる調査項目・内容と比べて、小字・耕地面積・山川・水路などの記載を欠いている。あるいは何かの文献から寺社関係記事を抜き出したものなのであるか。文書一七は、項目ごとに○や横線でチェックが付けられており（翻刻では省略）、何らかに転記する前の覚書ないし下書きであるように思われる。そのためか、全体としての意味は通じがたく、断簡に類したものである（文書三にも同じような横線が入っており、文書一七と一連のものであるかと思われるが、判読の困難な箇所が多かったので今回は割愛した）。

### むすびにかえて

本稿は後藤家文書〇一―〇〇一のうち阿波国風土記の内容に関わるものを翻刻・紹介した。後藤が利用した史料についても多少触れたが、記述内容自体を検討するには至らなかった。今後はこうした点を取り上げたい。

〔附記〕後藤家文書の翻刻にあたっては鳴門教育大学の町田哲也先生に御教示いただいた（ただし御教示によらなかった箇所もある）。記して感謝いたします。鳴門教育大学附属図書館には後藤家文書の翻刻をお許しいただいたことをお礼申し上げます。

### 注

- 1 天正一七年の記事の引用元である「阿波志共五」とは『異本阿波志』とも称される書のことである。『阿波志抄』『阿波志』に関しては飯田（一九六一 a）を参照のこと。
- 2 『阿陽忠功伝』については飯田（一九七五）を参照のこと。
- 3 『阿陽記』については飯田（一九六一 b）・津田（一九七六）を参照のこと。以下ではこれら『阿陽記』系の図書を一括して『阿陽記』類と呼ぶ。
- 4 次の七種である…  
『阿陽旧跡記』（内題：阿陽村浦旧跡附。年記なし）

『阿陽国本論』（明和二年の序文以外に年記なし）  
『阿波郡村浦録 附名所旧跡』（内題：阿淡郡庄記実録。年記はないが「文政十式」という書き入れがある）

『御国郡村記』（内題：阿波記。嘉永四年謄写の奥書あり）

『阿州郡庄細見録』（安政四六年謄写の奥書あり）

『阿陽旧説録』（安政六年謄写の奥書あり）

『阿淡阿別郡庄鑑』（宝曆一三年謄写本を慶応寅年に年謄写との奥書あり）

- 5 後藤が論じているように、『阿陽記』類の誤脱は確定が困難である。今回確認した『阿陽記』類では名東郡の村数はいずれも五三となっていた。しかし具体的に挙げられた村名を数えると五三であるものはほとんどなかった（正確に五三を挙げるのは『阿淡阿別郡庄鑑』のみである）。この点は『渭水聞見録』も同様で、徳島県立図書館所蔵の三本はいずれも名東郡の村数を五一とするものの、具体的に記された村名は二冊本では五〇、四冊本の一つでは四五（もう一つの四冊本は村名を記さない）、となっている。

### 文献

- 飯田義資（一九六〇）『名東郡史』名東郡自治協会  
飯田義資（一九六一 a）三種の阿波志。飯田義資『粟之拔穂（巻一）』徳島県教育会 育会 九五〜九八  
飯田義資（一九六一 b）阿陽記考。飯田義資『粟之拔穂（巻一）』徳島県教育会 九一〜九四  
飯田義資（一九七五）阿陽忠功伝と渭水聞見録。飯田義資『粟之拔穂 人の巻 徳島郷土双書二八』徳島県教育会 一〇四〜一〇七  
佐野之憲（一九七六）『阿波誌』歴史図書社  
立岡裕士（二〇〇八）後藤家文書から見た阿波国風土記の特徴。『鳴門史学』二二 六七〜八三  
津田肇史（一九七六）阿陽記の研究。金沢治先生喜寿記念論集刊行会編『金沢治先生喜寿記念論集 阿波・歴史と風土』教育出版センター 五四五〜五五〇  
野口年長（一九七六）郡の数の事。新編阿波叢書編集委員会編『新編阿波叢書 上巻』歴史図書社 一五五〜一五八

# Materials on Awa-koku Hudoki in the Archives of historical documents of Goto

TATUOKA Yuuzi

(Key words : Awa-koku Hudoki, Tokusima-Han, early years in modern Japan, the Archives of historical documents of Goto, Goto Hisatoyo)

Tokusima-Han started a project of compiling Awa-koku Hudoki (chorography of present Tokusima-Prefecture) in ca 1869. The Archives of historical documents of Goto, Naruto University of Education, contains 23 documents on this project. These documents were written by Goto Hisatoyo, who was a member of the project. This author classified the documents into two types, namely, documents on the formal aspects of the project and substantial materials for the chorography. The author introduced the latter in this paper.